

ひめじ I J U 定住奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市の未来を支える若者の地元への定着を促し、地域産業を支える優れた人材を確保するため、奨学金の返還義務のある者が市内に定住し、播磨圏域連携中枢都市圏内で就業する場合に、その返還に要する経費の一部を補助するひめじ I J U 定住奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 大学等 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（専門職大学及び短期大学を含む。）、大学院、高等専門学校（4年次以上に限る。以下同じ。）及び専修学校（専門課程に限る。以下同じ。）をいう。
- (2) 奨学金 独立行政法人日本学生支援機構（以下「JASSO」という。）が貸与する第一種奨学金又は第二種奨学金をいう。
- (3) 播磨圏域連携中枢都市圏 姫路市、相生市、加古川市、赤穂市、高砂市、加西市、宍粟市、たつの市、稲美町、播磨町、市川町、福崎町、神河町、太子町、上郡町及び佐用町をいう。
- (4) 中小企業 播磨圏域連携中枢都市圏内に本社のある企業で、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (5) 第一次産業 農業、林業又は水産業をいう。
- (6) 既卒者 第5条の規定による申請を行う年度の前年度までに大学等を卒業し、かつ、申請時に市外に住所を有する者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。ただし、国若しくは地方公共団体の職員となった者又は第5条の規定による申請時において既に播磨圏域連携中枢都市圏で就業している者を除く。

- (1) 奨学金の貸与を受け、返還義務があること。
- (2) 第5条の規定による申請時の属する年度に大学等を卒業する者又は既卒者（大学等のうち専修学校については、専門士の称号を取得した者に限る。）であること。
- (3) 第5条の規定による申請を行う年度の4月1日において、35歳以下であること。
- (4) 日本標準産業分類大分類に規定する製造業若しくは建設業に該当する中小企業に正社員として就業することが内定していること（製造業にあつては製造・開発技術

者若しくは情報処理・通信技術者として就業する場合又はその見込みである場合に限る。建設業にあつては大学等で建築士法（昭和25年5月24日法律第147号）第14条第1号から第3号までに規定する建築に関する科目を修め、建築技術者として就業する場合又はその見込みである場合、大学等で建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条の5第1項に規定する学科を修め、土木技術者等（建設機械施工若しくは土木、建築、電気工事、管工事又は造園に係る施工管理の技術者に限る。）として就業する場合又はその見込みである場合若しくは測量法（昭和24年法律第188号）第50条第3号若しくは第4号の国土交通大臣の登録を受けた測量に関する専門の養成施設である専修学校で専門の知識及び技能を習得し、測量技術者として就業する場合又はその見込みである場合に限る。）又は播磨圏域連携中枢都市圏内で主として第一次産業に就業すること。

- (5) 市税及び奨学金の滞納がないこと。
- (6) ひょうごで働こう！U I J ターン広報・就職促進事業における姫路市移住支援金を申請していないこと。
- (7) 第5条の規定による申請時において、本要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないこと。
- (8) 奨学金の返還を支援する他の制度を利用していないこと。
- (9) 第5条の規定による申請を行う年度の4月1日から遡って5年以内に、姫路市を除く播磨圏域連携中枢都市圏内に居住歴のないこと。

（補助金の額）

第4条 市長は、予算の範囲内において、就業した日時点の奨学金返還残額の2分の1に相当する額を補助金として交付するものとする。ただし、150万円を上限とする。

2 前項の場合において、当該額に1千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

（交付の申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、市長が別に定める期日までに、ひめじ I J U 定住奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を付して市長に申請しなければならない。

- (1) 自己PR書（様式第2号）
- (2) 住民票の写し
- (3) 奨学金の貸与状況を証する書類
- (4) 在学証明書又は卒業証明書
- (5) 学業成績証明書
- (6) 雇用される予定の者にあつては、内定を得たことが確認できる書類

(7) その他市長が必要と認める書類

(交付の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定するとともに、速やかにひめじI J U定住奨学金返還支援補助金交付可否決定通知書(様式第3号)により、前条の規定により申請した者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定(以下「交付決定」という。)をする場合において、就業した後に、市内に3年以上居住し、かつ、中小企業又は第一次産業に通算3年以上就業することその他必要な条件を付することができる。なお、市内への居住期間及び就業期間の起算日は、第5条の規定による申請を行った年度の末日の翌日とし、当該申請を行った年度中に就業する場合も同様とする。

(選考会)

第8条 市長は、交付の可否を決定するに当たり、選考のために必要があると認める場合には、ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金選考会(以下「選考会」という。)を置くことができる。

2 選考会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(交付決定者の届出義務)

第9条 交付決定を受けた者(以下「交付決定者」という。)は、第7条に規定する市内への居住期間及び就業期間の起算日から3年間(以下「交付条件期間」という。)において、次のいずれかに該当することとなったときは、ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金交付決定者内容変更(辞退)届出書(様式第4号)により、速やかに市長に届け出なければならない。

- (1) 交付決定を辞退しようとするとき。
- (2) 第3条第1項に規定する補助対象者の要件を満たさなくなったとき。
- (3) 第5条の規定による申請を行った年度の末日の翌日から起算して6月以内に、就業せず、かつ、市内に居住しなかったとき。
- (4) 第5条の規定による申請を行った年度中に大学等を卒業できず、又は修了できなかったとき。
- (5) 就業した後に、市外へ転出したとき(転勤による転出を除く。)
- (6) 交付決定者の都合により離職したとき。
- (7) 休職期間(産前産後休業期間及び育児休業期間中を除く。)又は転勤による播磨圏域連携中枢都市圏外での就業期間が通算して12月を超えたとき。
- (8) 就業した中小企業の都合により離職したとき。

(実績報告)

第10条 交付決定者は、市長が別に定める期日までに、ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し(過去3箇月以内に発行され、就業した日以降の住民登録地を確認できるもの)
- (2) 市税の納税証明書
- (3) 奨学金の返還状況を証する書類
- (4) 在職証明書(雇用されている者)
- (5) 確定申告書の写し(第一次産業に従事する者)
- (6) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第11条 前条に規定する書類を提出した交付決定者が補助金の交付を受けようとするときは、ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金交付請求書(様式第6号)に次に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金交付可否決定通知書(様式第3号)の写し
- (2) その他市長が必要と認める書類

(補助金の交付)

第12条 市長は、前条に規定する書類の提出があったときは、速やかに、補助金を交付決定者に交付するものとする。ただし、JASSOが補助金を代理受領する権限を有する者であると市長が認める場合は、JASSOに支払うものとする。

2 前項ただし書に規定する場合において、交付決定者が自ら奨学金の繰上返還を行い、前条に規定する書類の提出時における奨学金返還残額が交付決定に係る補助金の額に達しないときは、次に掲げる者に対して、それぞれ次に定める額を支払うものとする。

- (1) 交付決定者 交付決定に係る補助金の額と前条に規定する書類の提出時における奨学金返還残額との差額
- (2) JASSO 前条に規定する書類の提出時における奨学金返還残額

(補助金の交付決定の取消し)

第13条 市長は、交付決定者が次のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書(様式第7号)により通知するものとする。

- (1) 第9条第1号から第7号までに掲げる事由に該当したことによる届出があったとき。

- (2) 交付条件期間において、就業した中小企業の都合による離職により就業しなかった期間が通算して12月を超えたとき。
- (3) 第10条の規定によるひめじI J U定住奨学金返還支援補助金実績報告書の内容が、交付決定（第9条の規定による届出があった場合は、当該届出の記載事項）の内容と異なっているとき。
- (4) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (5) この要綱の規定に違反したとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の交付を不適當であると認めるとき。
（補助金の返還）

第14条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、速やかに交付決定を取り消された者に対し、ひめじI J U定住奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第8号）により、期限を定めて補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（補則）

第15条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

（施行期日）

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この要綱による改正後の様式第6号の規定は、令和3年度分以後の補助金について適用し、令和2年度分以前の補助金については、なお従前の例による。